

乳房文化研究会規約

第一章 名称

(名称)

第1条 本研究会は「乳房文化研究会」（以下、本研究会という）と称する。

第二章 目的および活動

(目的)

第2条 本研究会では、誰もが「胸」をはって生きられる時代へ向けて、乳房を手がかりに「からだ」と「こころ」、そして社会の課題を考え、医学、生物学、文化人類学、心理学、社会学、被服造形学、芸術など、さまざまな分野で活躍する専門家が集まり、専門分野からの提案や境界領域の問題について議論検討し、会員同士の情報の交換や互いの教育啓発を図ることにより、多角的に科学する。そして当研究会の活動を通じてより広く社会に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 定期研究会を、原則として年1回、公開で開催する。
- (2) 特別研究会あるいは講演会を、必要に応じて、公開または非公開で開催する。
- (3) 会員間の広く多角的な情報交換を通じて乳房文化の学際的な交流の場とする。
- (4) 研究会誌の発行を行う。

第三章 会員

(会員の資格及び権利、義務)

第4条 本研究会は、下記の会員により構成される。

- (1) 個人会員
本研究会の主旨に賛同し本研究会の発展のために積極的に活動する意思を持つ個人とする。
 - (2) 団体会員
本研究会の主旨に賛同し、本研究会活動を支援する企業あるいは団体とする。
 - (3) 特別会員
本研究会に支援をお願いする個人を、特別会員として若干名置くことができる。
 - (4) 特別参与
本研究会に学術的～支援をお願いする個人を、特別会員として若干名置くことができる。
 - (5) 顧問
本研究会に多大の貢献をされた個人を顧問として若干名置くことができる。
 - (6) 名誉会長
本研究会の会長をつとめ、多大の貢献をされた個人を名誉会長として置くことができる。
2. 会員は、本研究会の開催する研究会に積極的に参加するよう努める。
 3. 会員は、別途定める年会費を納入するものとする。ただし、特別会員、顧問、名誉会長の会費は徴収しないものとする。

(会員入退会の手続き)

第5条 (1) 本研究会に入会を希望するものは、本研究会が定める所定の届けを事務局へ提出することとする。

- (2) 会員としての登録は、運営委員会の承認を経て行われる。
- (3) 会員がこの規約に反する行為を行なった場合、あるいは本研究会の名誉を傷つけたと運営委員会が判断した場合には、その会員を除名することができる。
- (4) 会員が退会を希望するときは、退会届を会長に提出することにより、任意に

- 退会できる。
- (5) 会員が会費を2年以上滞納した時は、除籍することができる。

第四章 役員

(種類および定数)

第6条 本研究会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 運営委員 5名以上とする。
- (3) 必要に応じ運営委員の中より、若干名の常任運営委員を選ぶことができる。
- (4) 監事 1名
- (5) 事務局長 1名

(役員を選任)

第7条 各役員を選任方法は次の通りとする。

- (1) 運営委員・監事は、運営委員会において選任し、会員総会において、会員の承認を得る。
- (2) 会長の選任は、運営委員の互選による。
- (3) 常任運営委員は、運営委員の互選による。
- (4) 事務局長は、会長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、総会から総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 各役員職務は次の通りとする

- (1) 会長は、本研究会を代表しその業務を総理する。
- (2) 常任運営委員は、運営委員会の議決に基づき、本研究会の常務を処理する。また、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を通じて業務の執行に参画する。
- (4) 監事は、本研究会の会計および業務を監査する。
- (5) 事務局長は、本研究会の事務を処理する。

第五章 会議

(会員総会)

第10条 本研究会に、会員総会を設置する。

- (1) 会員総会は、会員で構成する。
- (2) 会員総会は、原則として年1回、これを開催する。
- (3) 会員総会は、会長が招集し、議長を務める。
- (4) 会員総会は、運営委員会の提示する議案を決議する。
- (5) 会員総会の議案は、出席会員の過半数をもって議決し、賛否同数の場合には、議長の票をもって過半数とする。

(運営委員会)

第11条 本研究会に、運営委員会を設置する。

- (1) 運営委員会は、会長、運営委員、監事、事務局長で構成する。
- (2) 運営委員会は、会長の招集により開催し、会長が議長を務める。
- (3) 運営委員会は、本研究会の業務に関する重要事項を決し、執行する。
- (4) 運営委員会の議案は、出席委員の過半数をもって議決し、賛否同数の場合には、議長の票をもって過半数とする。

2. 名誉会長並びに顧問は運営委員会に出席し、意見を述べる事ができる。

第六章 会計

(経費の支弁)

第12条 本研究会は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(会費)

第13条 本研究会の年会費は、当分の間、下記の通りとする。

- (1) 個人会員 5,000円 (学生 1,000円) とする。
- (2) 団体会員 一口 10,000円とし、二口以上とする。
- (3) いかなる場合も年会費は返還しないものとする。

(会計年度)

第14条 本研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日で終わる。

- (1) 会員は、原則、3月末日までに翌年度の会費を納入する。

第七章 事務局

(事務局)

第15条 本研究会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- (1) 事務局には、事務局長および所要の事務局員(会計担当含む)を置く。
- (2) 事務局を、次の所在地に置く。

神戸市東灘区森北町6-2-23 甲南女子大学 米澤泉研究室内

第八章 規約の変更

(規約変更)

第16条 本研究会規約の変更は、運営委員会で行い、総会に報告する。

第九章 補則

(細目)

第17条 この規約の施行について必要な細目は、会長が別に定める。

(施行)

第18条 この規約は、1996年4月1日をもって施行する。

(付則)

第6条は、2088年6月7日をもって施行する。

第7条は、2010年6月5日をもって施行する。

第13条(3)は、2015年6月20日をもって施行する。

第2条は、2022年6月18日をもって施行する。

本規約は、2024年1月21日をもって改正施行する。

第4条(4)、15条は、2024年6月22日をもって施行する。

